



渡辺西賀茂診療所 居宅療養管理指導重要事項説明書

1. 当診療所は、京都府知事の指定を受けた居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所（事業所番号2610105278）です。
 - ・管理者は、小原 章央 　　です。
2. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行う医師は、下記のものであります。（担当医は、訪問診療計画書 兼 居宅療養管理指導書に明記させていただきます。）
 - ・管理者・医師 小原 章央 ・医師 渡辺 康介 ・医師 野崎 健一 ・医師 池田 葵尚
 - ・医師 川島 和彦 ・医師 八木 悠祐 ・医師 上原 寛絵 ・医師 宮代 麻由
 - ・医師 西村 幸寿 ・医師 迫 智之 ・医師 宮崎 慎也 ・医師 成本 迅
3. 要支援、要介護の認定を受けられた方に対して、訪問診療または往診による計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、医師が利用者のケアマネジャーやサービス事業所への情報提供を行います。また、利用者（患者）及び介護者（ご家族など）にも医学的観点から指導助言を行います。
4. 京都市北区・左京区・右京区・中京区・上京区・東山区・山科区・西京区の区域とする。
5. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行う曜日、時間は原則として下記の通りです。
 - ① 利用者及びご家族への指導は、通常、訪問診療・往診時に行います。訪問日は、訪問診療計画書 兼 居宅療養管理指導書にてお知らせします。
 - ② ケアマネジャーやサービス事業所への情報提供は、訪問診療計画書 兼 居宅療養管理指導書に明記し毎月送付するとともに、サービス担当者会議を必要時タイムリーに行います。
 - ③ 当診療所は在宅療養支援診療所です。24時間365日連絡体制を整えています。
6. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行った場合、訪問診療料など医療保険に関わる費用とは別に、1回につき、医療保険で在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料を算定している場合は299（598・897）円、していない場合は515（1,030・1,545）円を徴収させていただきます。単一建物居住者の人数が2人～9人以下に対して行う場合は1回につき、医療保険で在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料を算定している場合は287（574・861）円、していない場合は487（974・1,461）円を徴収させていただきます。単一建物居住者の人数が10人以上に対して行う場合は1回につき、医療保険で在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料を算定している場合は260（520・780）円、していない場合は446（892・1,338）円を徴収させていただきます。ただし、いずれも1月に2回を上限とする。（）内は2割・3割負担の方、生活保護等公費受給証をお持ちの方は公費制度により負担金が補助されることもあります。
7. 医師には、利用者の守秘義務があります。個人情報外部に漏らしません。
 - ① 利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくための中で居宅療養管理指導は担当介護支援専門員に情報を提供します。

- ② 連携医療機関・介護施設・介護支援専門員・他サービス提供事業者と連携するために、電話・FAX電子媒体などを用いて必要な情報を共有させていただきます。また、研修・実習機関として、研修生・実習生を同行させていただく場合もあります。

いずれも、個人情報の取り扱いには十分留意して情報共有をさせていただきます。

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、必要に応じて応急の手当てを行うと共に、関連医療機関等に連絡を行うなどの必要な処置を講じます。

9. 事故発生時の対応方法

サービスの提供中に利用者に事故が発生した場合、速やかにご家族と担当介護支援専門員に連絡を行うとともに、京都市の関係機関にも連絡を行い必要な処置を講じます。

10. ハラスメント行為の禁止

ハラスメント行為等により、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除することもあります。

① パワーハラスメント

怒鳴る、叩く、蹴るなどの身体的攻撃、人格を否定するような発言をする精神的攻撃

② セクシャルハラスメント性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問、言動。身体への接触、わいせつな行為、画像の閲覧

③ カスタマーハラスメント

- ・職員に対して行う恫喝、恐喝、土下座の要求、金銭の要求、謝罪文の要求、大きな声を上げる、物を叩く、投げつける、呼び出す、居座る、誹謗中傷などの迷惑行為の禁止。
- ・サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載する行為の禁止。(個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意が必要)

11. サービスご利用に際してのお願い

- ① お茶やお菓子など、お心付けはお気持ちのみお受けいたします。
- ② 訪問の際は、ペットをゲージやリードにつなぐなどの配慮をお願いします。ペットの屋外飛び出しやトラブルを防ぐ目的です。

12. 身体拘束の適正化

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、下記の通り、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

- ① 緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事が考えられる場合
- ② 非代替性：身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事を防止する事ができない場合
- ③ 一時性：利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事がなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く

13. 虐待防止に関する対策

虐待防止に関する対策 人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14. 介護サービス等全般に関わるご質問やご要望、苦情等がございましたらご遠慮なく下記までお申し出下さい。

- 当法人担当者 村上 成美
 連絡先 075-493-2124（24時間対応）
 090-4902-3603

- 行政機関その他苦情受付機関

北区 保健福祉センター 一健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地	〒603-8511 京都市北区紫野東御所田町 33-1
	電話	075-432-1364（直通） FAX 075-432-1590
	受付時間	午前8時30分～午後5時00分（土・日・祝日・年末年始は除く）
左京区保健福祉センター 一健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地	〒606-8511 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2
	電話	075-702-1071（直通） FAX 075-702-1316
	受付時間	午前8時30分～午後5時00分（土・日・祝日・年末年始は除く）
上京区保健福祉センター 一健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地	〒602-0931 京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町 285
	電話	075-441-5106（直通） FAX 075-441-0180
	受付時間	午前8時30分～午後5時00分（土・日・祝日・年末年始は除く）
右京区保健福祉センター 一健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地	〒616-8511 京都市右京区太秦下刑部町 12
	電話	075-861-1416（直通） FAX 075-861-1340
	受付時間	午前8時30分～午後5時00分（土・日・祝日・年末年始は除く）
中京区保健福祉センター 一健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地	〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521
	電話	075-812-2566（直通） FAX 075-812-0072
	受付時間	午前8時30分～午後5時00分（土・日・祝日・年末年始は除く）
下京区保健福祉センター 一健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地	〒600-8588 京都市下京区西洞院通塩小路東塩小路町 608-8
	電話	075-371-7228（直通） FAX 075-351-8752
	受付時間	午前8時30分～午後5時00分（土・日・祝日・年末年始は除く）
東山区保健福祉センター 一健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地	〒605-0862 京都市東山区清水5丁目 130-6
	電話	075-561-9187（直通） FAX 075-541-8338
	受付時間	午前8時30分～午後5時00分（土・日・祝日・年末年始は除く）
山科区保健福祉センター 一健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地	〒607-8511 京都市山科区柳辻池尻町 14-2
	電話	075-592-3290（直通） FAX 075-592-3110
	受付時間	午前8時30分～午後5時00分（土・日・祝日・年末年始は除く）

西京区保健福祉センター 一健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地	〒615-8522 京都市西京区上桂森下町 25-1
	電話	075-381-7638 (直通) FAX 075-393-0867
	受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分 (土・日・祝日・年末年始は除く)

京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護管理係相談担当	所在地	〒602-0931 京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町 289 COCON 烏丸内
	電話	075-354-9090 FAX 075-354-9055
	受付時間	午前 9 時 00 分～12 時 00 分、午後 1 時 00 分～5 時 00 分 (土・日・祝日・年末年始は除く)

○居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の提供にあたり、利用者又はご家族に上記の重要事項を説明しました。

事業所名 医療法人 社団 都会 渡辺西賀茂診療所
所在地 京都市北区大宮南田尻町 5 9 番地

所 長 小原 章央

○私は、事業所から居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導についての重要事項の説明を受けサービスを受けること並びにその利用料を支払うことに同意します。
また、関係職種との連携のため、私並びに家族の個人情報を用いることに同意します。

年 月 日

利用者 住所 〒

氏名 _____

家族 住所 〒

氏名 _____ご関係 ()

代筆人 住所 〒

氏名 _____ご関係 ()